

さいたま市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き



さいたま市パートナーシップ宣誓制度とは

お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行うことを約束した2人の方が、お互いの関係は「パートナーシップ」である旨を宣誓した宣誓書を提出し、さいたま市が、性自認や性的指向に係る性的少数者の自由な意思を尊重し、パートナーシップ宣誓書受領証を交付する制度です。





目 次

1	パートナーシップ宣誓制度の目的	P 2
2	宣誓を行うことができる方	P 2
3	宣誓の流れ	P 3
4	宣誓に必要な書類	P 4
5	パートナーシップ宣誓書受領証の交付	P 5
6	ファミリーシップ制度	P 6
7	パートナーシップ宣誓書受領証の再交付	P 8
8	宣誓事項等の変更	P 8
9	パートナーシップ宣誓書受領証の返還	P 8
10	パートナーシップの宣誓の継続	P 10
11	Q&A	P 11

事前予約・受付手続窓口

さいたま市男女共同参画推進センター
(愛称:パートナーシップさいたま)

◆住所 〒330-0854

さいたま市大宮区桜木町1-10-18
シーノ大宮センタープラザ3階

◆電話 048-643-5816

◆FAX 048-643-5801

◆メール danjo-kyodo-kikaku@city.saitama.lg.jp

1 パートナーシップ宣誓制度の目的

さいたま市は、さいたま市総合振興計画における人権尊重社会の実現の理念に基づき、一人ひとりを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を発揮できる社会を目指し、令和2年4月1日からパートナーシップ宣誓制度を開始します。

この制度は、パートナーシップの関係にある2人の宣誓を、市が尊重し、パートナーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。）を交付するものです。

受領証の交付により、法律上の権利・義務（婚姻や相続、税金の控除など）は生じませんが、2人が人生のパートナーとともに、自分らしく活躍することができる、一つのきっかけになることを期待するものです。

また、差別や偏見のない人権尊重社会の実現のため、性的少数者（LGBT等）の方への理解促進と支援に取り組んでいきます。

2 宣誓を行うことができる方

双方又はいずれか一方が、性自認や性的指向に係る性的少数者であり、かつ以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 宣誓を行う当日に成年であること。
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。（同居を要件とはしない）
 - 双方が本市域内に住所を有している。
 - 一方が本市域内に住所を有し、他方が本市域内への転入を予定している。
 - 双方が本市域内への転入を予定している。
- (3) 双方に配偶者がいないこと。（事実上の婚姻関係にある者を含む。）
- (4) 双方が宣誓をしようとする相手の他にパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- (5) 双方が民法に規定されている近親者同士でないこと。（直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係でないこと。）

ただし、双方が養子縁組をしている場合を除く。

- 直系血族…祖父母、父母、子、孫等
- 三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
- 直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

3 宣誓の流れ

受付場所：さいたま市男女共同参画推進センター
受付時間：平日9時～17時15分

宣誓日時の予約

※宣誓日の3か月前から受付可

電話・FAX・メール・来所のいずれかで宣誓日時を予約してください。

◎余裕を持った日にちで予約してください。

◎必要書類の取得には、時間を要する場合があります。(戸籍の取り寄せなど)

宣 誓

予約した日時に必ずパートナーの2人でお越しください。
本人確認書類を提示の上、必要書類をご提出ください。(4頁参照)
「パートナーシップ宣誓書」、「さいたま市パートナーシップの宣誓に当たっての確認書」を市職員の面前で署名していただきます。
宣誓後、「パートナーシップ宣誓書」の写しをお渡しします。

◎書類に不備や不足がある場合は、宣誓日を延期させていただきます。

受領証の交付

宣誓に係る書類一式を確認の上、「パートナーシップ宣誓書受領証」を後日郵送で交付します。(1週間ほど期間をいただきます。)

一方又は双方がさいたま市に転入予定の場合

転入確認

宣誓後1か月以内に、転入の事実が確認できる書類をご提出ください。(4頁参照)

性別違和等の理由がある場合は、通称を使用することができます。
詳しくは、4ページをご覧ください。

4 宣誓に必要な書類

(1) パートナーシップ宣誓書

宣誓される日に、市職員の面前で自ら署名の上、提出してください。（自ら署名できない場合は、代書も可能です。）

なお、性別違和等の理由がある場合は、宣誓書において通称を使用することができます。詳しくは（6）をご覧ください。

(2) さいたま市パートナーシップの宣誓に当たっての確認書

宣誓前に「確認事項」の欄を記入し、宣誓時に署名を行ってください。

(3) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

「個人番号」、「本籍」、「世帯主との続柄」の記載を省略したもの（発行から3か月以内のもの）を1人1通ずつ提出してください。（同一世帯になっている場合は1通）

(4) 転入予定住所が確認できる書類（転入予定の方のみ）

さいたま市に転入予定の方は、転入予定住所が確認できる書類（転出証明書、賃貸借契約書の写し等）を提示してください。また、転入後、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出してください。（宣誓後1か月以内）

(5) 独身であることを証明する書類（独身証明書・戸籍抄本など）

独身証明書又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）を本籍地市町村から取得し、1人1通ずつ提出してください。（発行から3か月以内のもの）

外国籍の方は、本国官憲（在日本大使館等）の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳（翻訳者の氏名を記入すること。）を添えて提出してください。

(6) 通称を使用していることが確認できる書類（通称を使用したい方のみ）

社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料を提示してください。

(7) 本人確認書類

次のいずれか1点又は2点を提示してください。

■ 1点の提示が必要となるもの

運転免許証・パスポート等の官公署が発行した顔写真付き証明書等

■ 2点の提示が必要となるもの

健康保険証・年金手帳等のご本人が確認できる証明書等


※ 上記以外に、市長が必要と認める書類の提示を求めることがあります。

5 パートナーシップ宣誓書受領証の交付

宣誓時に提出された書類を審査し、書類の不備等がなければ、「パートナーシップ宣誓書受領証」を宣誓者双方に交付します。

パートナーシップ宣誓書受領証

(表面)

		パートナーシップ宣誓書受領証 <small>Saitama City</small>	
さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。			
_____ 様 _____ 様			
年	月	日生	年 月 日生
宣誓日	年	月 日	第 号
さいたま市長			

(裏面)

この受領証は、さいたま市として、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力しあうことを宣誓したことを証するものです。この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。			
戸籍上の氏名 ※通称使用の場合			
_____ 様 _____ 様			
年	月	日生	年 月 日生
子の氏名			
_____ 様 _____ 様			
年	月	日生	年 月 日生
特記事項			

◆寸法 縦54ミリメートル、横86ミリメートル

6 ファミリーシップ制度

ファミリーシップとは？

パートナーシップの関係にある方が、その一方又は双方のお子様（養子を含む。）と継続的な共同生活を行っている関係のこと

宣誓をした方及び宣誓をしようとする方は、届け出ることにより、ファミリーシップとして、お子様の氏名を受領証に記載することができます。

●必要な書類

- (1) ファミリーシップ記載届出書
- (2) 戸籍抄本（ファミリーシップに含めようとするお子様の記載があるもの）
- (3) 届出者の本人確認書類

次のいずれか1点又は2点を提示してください。

■1点の提示が必要となるもの

運転免許証・パスポート等の官公署が発行した顔写真付き証明書等

■2点の提示が必要となるもの

健康保険証・年金手帳等のご本人が確認できる証明書等

※ 上記以外に、市長が必要と認める書類の提示を求めることがあります。

届出時に担当から、受領証へのお子様の氏名の記載にあたっての留意事項を説明させていただきます。

届出をしようとしている方へ

パートナーシップの宣誓は、主に宣誓する方に関わる事柄であるのに対し、ファミリーシップの届出は、お子様にも関わる事項です。

そのため、お子様がファミリーシップの関係や制度を理解できるよう、お子様の発達段階に合わせて丁寧に説明を行うとともに、お子様の意思を十分に尊重してください。

受領証に氏名を記載されたお子様へ

- 受領証から自身の氏名を削除するよう申し立てることができます

「パートナーシップ宣誓書受領証に関する申立書」を提出することにより、受領証から自身の氏名を削除するよう申し立てることができます。

※18歳未満の方は親権者の同意が必要です。(パートナーシップの関係にある者のいずれかが親権者である場合)

- ファミリーシップのお悩みを相談できます

ファミリーシップに関するお悩みについて、電話やFAX、メールで相談できます。人権政策・男女共同参画課が相談に応じます。

連絡先は次のとおりです。

【人権政策・男女共同参画課】

電話 048-829-1132

FAX 048-829-1969

Email jinken-seisaku-danjo-kyodo@city.saitama.lg.jp

7 パートナーシップ宣誓書受領証の再交付

受領証の紛失や毀損などの事情により再交付を希望される場合には、再交付を行います。

「パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書」を提出してください。

8 宣誓事項等の変更

宣誓書、受領証の記載事項に変更がある場合（受領証からお子様の氏名を削除する場合も含む）、「パートナーシップ宣誓事項等変更届」に変更内容が確認できる書類（住民票の写し、通称を使用していることが確認できる書類など）を添えて提出してください。

なお、宣誓事項等の変更に伴い、受領証の再交付を希望する場合には、「7 パートナーシップ宣誓書受領証の再交付」のとおり申請してください。

9 パートナーシップ宣誓書受領証の返還

パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、一方又は双方が市外への転出をした場合は、受領証を市に返還する必要があります。

「パートナーシップ宣誓書受領証返還届」を提出してください。

なお、パートナーシップであった証として、希望者に対して、「パートナーシップ宣誓書受領証交付証明書」（9頁参照）を交付します。



パートナーシップ宣誓書受領証交付証明書



パートナーシップ宣誓書受領証交付証明書

_____ 様 _____ 様

さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書受領証を2人へ交付したことを証する。

なお、この証明書は、さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書受領証を返還した者に対し、パートナーシップの関係にあった事実を記憶に残すため、交付するものである。

パートナーシップ宣誓書受領証交付日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 第 _____ 号

_____ 年 _____ 月 _____ 日

さいたま市長

◆用紙サイズ A4

11 Q&A

Q 1 パートナーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

A 1 結婚は民法に定められた法律行為です。相続などの財産上の権利や、税金の控除や扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、さいたま市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱(市の内部規定)に基づき、2人のパートナーシップを市が尊重する制度であり、法的効力が発生するものではありません。

また、宣誓により戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。

Q 2 法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか？

A 2 本制度の導入により、性的少数者に関する社会的理解が進み、パートナーシップを家族に近い関係として扱うなど、パートナーシップが尊重される取組が広がっていくことを期待しています。

Q 3 パートナーと法的な関係を築くには、どのような方法がありますか？

A 3 結婚に類似した法的関係性を築く手続きとして、公正証書により、任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法があります。手続きには費用が発生します。

詳しくは公証役場にお問い合わせください。

Q 4 パートナーシップの「継続的な共同生活」とはどのようなことですか？

A 4 継続的な共同生活とは、お互いに協力し合い、2人の生活において必要な費用を分担し、支え合う生活などです。

Q 5 パートナーシップ宣誓制度の利用に費用はかかりますか？

A 5 制度の利用や受領証の発行に費用はかかりません。

ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは、自己負担となります。

Q 6 宣誓書等の届出書類はどこで手に入れることができますか？

A 6 さいたま市男女共同参画推進センター及びさいたま市ホームページにて手に入れることができます。



Q 7 受領証は即日発行されますか？

A 7 即日発行ではありません。宣誓後、書類を確認の上、後日郵送にて交付いたします。

なお、交付までには一週間ほど期間をいただきます。

Q 8 外国籍の方もパートナーシップ宣誓できますか？

A 8 外国籍の方も、市民である、または市内へ転入を予定している方であれば宣誓は可能です。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（3か月以内に発行されたもの）など独身であることを確認できる書類に、日本語訳を添えてご提出ください。

Q 9 通称は使用できますか？

A 9 性別違和等の理由により、通称を使用することができます。通称を使用する場合、その通称を日常生活において使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料）を宣誓時に提示してください。交付する受領証は、表面に通称、裏面に戸籍上の氏名が記載されたものとなります。

Q10 平日は仕事があり、二人で来所することは難しいのですが？

A10 相談に応じますので、以下の「問い合わせ先」にご相談ください。

問い合わせ先

◆さいたま市パートナーシップ宣誓制度全般のこと

さいたま市市民局市民生活部人権政策・男女共同参画課

電話 048-829-1132 FAX 048-829-1969

メール jinken-seisaku-danjo-kyodo@city.saitama.lg.jp

◆さいたま市パートナーシップ宣誓制度の利用相談に関すること

さいたま市男女共同参画推進センター（愛称：パートナーシップさいたま）

電話 048-643-5816 FAX 048-643-5801

メール danjo-kyodo-kikaku@city.saitama.lg.jp